

平成 30 年度 ナラ枯れ被害対策実施方針（案）

1 目的

県は平成 29 年度のナラ枯れ被害状況を踏まえ、効果的な防除対策を推進するため、被害状況に応じた具体的な実施方針を定めるもの。

2 目標

- (1) 未被害地域への被害の拡大を阻止する。
- (2) ナラ類の伐採更新を促進する。

3 重点事項

- (1) 被害監視の徹底
- (2) 被害状況に応じた総合的な被害対策の実施
- (3) 関係機関との情報及び防除方針の共有
- (4) 適期に駆除を行うための労務体制の整備
- (5) 伐採更新によるナラ林の若返り
- (6) ナラ類の利用、移動に伴う被害拡大の防止
- (7) 公益性の高いナラ林の保全

4 具体的な実施方法

(1) 被害監視の徹底

県は、9 月を県内一斉調査期間と定め、地上調査及びヘリコプターによる航空調査を実施する。

(2) 被害状況に応じた総合的な被害対策の実施

ア 市町村及び県は、現地調査等を行い、被害状況を把握する。

イ 被害状況に応じた防除方針は別表 1 のとおりとする。

ウ 市町村、**林業事業体等**及び県は、被害状況を踏まえ、防除方針に基づき、防除対策を実施する。

エ 被害木の**処理**は、カシノナガキクイムシが羽化脱出する前の、6 月 20 日までに完了する。

(3) 関係機関との情報及び防除方針の共有

ア 市町村及び県は、地元森林管理署と双方の被害状況を共有する。

イ ナラ枯れ被害が民有林と国有林の双方で発生した際には、被害木の駆除方法及び今後の防除方針について協議し、効果的な防除対策の実施に努める。

ウ 県は、新たな被害市町村が確認された際は、隣接する市町村に対し、速やかに被害情報を提供するとともに、監視の強化や今後の防除対策について市町村と検討する。

エ 県は隣県の被害状況を把握し、関係機関に情報提供する。

(4) 適期に駆除を行うための労務体制の整備

ア 市町村及び県は被害木の駆除や予防対策に必要な労務を把握し、これを適期に実施できるよう、労務の確保に努める。

イ 県は林業事業者等に対し、必要に応じて、被害木の駆除や予防対策に係る技術指導を行う。

(5) 伐採更新によるナラ林の若返り

市町村及び県は、ナラ林の伐採更新を促進するため、ナラ林の伐採更新の防除上の有効性及び関係する補助事業について周知する。

(6) ナラ類の利用、移動に伴う被害拡大の防止

県は、ナラ類の利用と移動に伴う人為的な被害拡大を防止するため、「ナラ枯れ被害材等の移動に関するガイドライン（平成29年3月3日付け森整第742号）」について、素材生産業者等に周知する。

(7) 公益性の高いナラ林の保全

市町村及び県は、保安林や景勝地等の公益性の高いナラ林を、ナラ枯れ被害から保全する必要がある場合は、予防措置を行うとともに、周辺のナラ林において駆除及び誘引捕殺、伐採によるナラ林の更新等を行い被害の拡大防止に努める。

別表1

現 行			改 正 案		
被害状況	防除対策	留意事項	被害状況	防除対策	留意事項
未被害地域 半径30km以内でナラ 枯れ被害が確認され ていない地域	・平成29年度ナラ枯れ被害危険区域図に 隣接する区域等を重点的に監視する。	ナラ林は高齢になる 前に伐採し、萌芽更 新等により若返りを 図る。	【隣接地域】 前年又は当年 の被害木から 半径2kmを超 え、30km以内 の範囲	・高齢なナラ林を中心に伐採 利用を促進し、ナラ枯れ被害 に強い森づくりを推進する。	・最新の被害状況を現地の広 域振興局・農林振興センター 林務担当課に確認すること。
隣接地域 被害は確認されてい ないが、半径30km以 内でナラ枯れ被害が 確認されている地域	・平成29年度ナラ枯れ被害危険区域図の 危険区域等を重点的に監視する	・6月から9月は、カ シノナガキクイムシ を誘引する危険があ るのでナラ類の伐採 を避ける。			
微害地域 当年又は前年にha当 り1～10本程度の被害 が確認された森林か ら2kmの範囲	・可能な限り伐倒くん蒸処理により駆除 し、地形等により伐倒くん蒸処理が困難な 場合は、立木くん蒸処理により駆除する。 ・穿入生存木のうち、フラスが大量に排出 されているミズナラは可能な限り駆除す る。 ・公益性が高く防除が必要なナラ林では 予防措置を行う。	・破碎や焼却以外の 目的で伐採したナラ 類を未被害地域に 移動させない。	【被害地域】 前年又は当年 の被害木から 半径2km以内 の範囲	・被害の初発地など、被害拡 大防止のうえで重要な地域を 優先的に、可能な限り伐倒く ん蒸処理により駆除し、地形 等により伐倒くん蒸処理が困 難な場合は、立木くん蒸処理 により駆除する。 ・チップとしての利用が可能な ナラ林については、被害木を 含めて伐採利用を図り、被害 駆除とともにナラ枯れ被害に 強い森づくりを推進する。	伐採利用にあたっては、「ナラ 枯れ被害材等の移動に関する ガイドライン」(平成29年3月3 日付け森整第742号)を遵守す ること。
中害地域 当年又は前年にha当 り10～30本程度の被害 が確認された森林 から2kmの範囲	・おとり木法等により誘引捕殺を行うなど、 周辺地域への被害拡大防止及び被害の 軽減を図る。	・公益性が高く防除 が必要なナラ林では 予防措置を行う。			
激害地域 当年又は前年にha当 り30本以上の被害が 確認された森林から2 kmの範囲	・被害の終息は困難なことから、駆除は被害 の先端地域に重点化して行う。 ・駆除は、費用及び作業効率を優先し、状 況に応じて、立木くん蒸処理と伐倒くん蒸 処理を組み合わせる。	・ナラ林は高齢にな る前に伐採し、萌芽 更新等により若返り を図る。			